

【個人住民税と所得税の人的控除額の差】

・表中の「人的控除額の差」は、調整控除の算出等に用いる金額であり、個人住民税と所得税の所得控除額の実際の差額とは一致していないものもあります。

令和8年度に適用される人的控除額の差

○配偶者・配偶者特別控除以外

人的控除の種類	個人住民税	所得税	人的控除額の差
障害者控除	普通	26万円	27万円
	特別	30万円	40万円
	同居特別障害	53万円	75万円
	寡婦控除	26万円	27万円
ひとり親控除	30万円	35万円	母5万円 父1万円
	26万円	27万円	1万円
勤労学生控除	26万円	27万円	1万円
	33万円	38万円	5万円
扶養控除	45万円	63万円	18万円
	38万円	48万円	10万円
	45万円	58万円	13万円
基礎控除	納税者本人の合計所得金額 2,500万円以下	-	5万円

○配偶者控除

納税義務者の合計所得金額	種別	個人住民税	所得税	人的控除額の差
一	一般	33万円	38万円	5万円
	老人	38万円	48万円	10万円
900万円以下	一般	33万円	38万円	5万円
	老人	38万円	48万円	10万円
900万円超 950万円以下	一般	22万円	26万円	4万円
	老人	26万円	32万円	6万円
950万円超 1,000万円以下	一般	11万円	13万円	2万円
	老人	13万円	16万円	3万円

【参考】

○配偶者・配偶者特別控除以外【令和2年度まで】※令和3年度からは左表のとおり

人的控除の種類	個人住民税	所得税	人的控除額の差
障害者控除	普通	26万円	27万円
	特別	30万円	40万円
	同居特別障害	53万円	75万円
寡婦控除	一般	26万円	27万円
	特別	30万円	35万円
	寡夫控除	26万円	27万円
勤労学生控除	勤労学生控除	26万円	27万円
	一般	33万円	38万円
	特定	45万円	63万円
扶養控除	老人	38万円	48万円
	同居老親等	45万円	58万円
	基礎控除	33万円	38万円

○配偶者特別控除

	納税義務者の合計所得金額	個人住民税と所得税の人的控除額の差	
		配偶者の合計所得金額 38万円超40万円未満	配偶者の合計所得金額 40万円以上45万円未満
平成30年度まで	1,000万円以下	5万円	3万円
平成31年度から 令和2年度まで	900万円以下	5万円	3万円
	900万円超950万円以下	4万円	2万円
	950万円超1,000万円以下	2万円	1万円

○配偶者特別控除【令和3年度から令和7年度まで】

	納税義務者の合計所得金額	個人住民税と所得税の人的控除額の差	
		配偶者の合計所得金額 48万円超50万円未満	配偶者の合計所得金額 50万円以上55万円未満
令和3年度から 令和7年度まで	900万円以下	5万円	3万円
	900万円超950万円以下	4万円	2万円
	950万円超1,000万円以下	2万円	1万円

★令和8年度から、配偶者の合計所得金額が58万円まで、配偶者控除が適用されるようになりました。これに伴い、合計所得金額55万円未満を対象とする配偶者特別控除での人的控除額の差額調整は配偶者控除での調整に移行しました。

※【令和7年度まで】配偶者の合計所得金額が45万円以上90万円以下(令和3年度からは、55万円以上100万円以下)の場合について

所得税と個人住民税との控除額に差は生じますが、これは平成31年度の税制改正により配偶者特別控除の適用範囲が広がったために生じたものです。所得税から個人住民税への税源移譲によって生じた控除差額による負担増がないため、調整控除には影響しません。